

## 秋田県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和7年10月10日

秋田県知事 鈴木健太

### 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	旧	342号	雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山国有林1012林班え小班地先から仁郷山国有林1012林班こ小班地先まで	16.00～24.00	0.07
	新	342号	雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山国有林1012林班え小班地先から仁郷山国有林1012林班こ小班地先まで	27.00～44.00	0.07

2 供用開始の期日 令和7年10月21日

3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和7年10月10日（金）から同月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）